

重点8機器関連仕様書_(2nd Draft)(最終確認)review_sheet

							決議			
番号	仕様書の種類	章	節	項目名	指摘部位	コメント	備考	決定事項	規格書反映者	反映日
1	各アプリケーション通信インタフェース仕様書	2	3	表2-3 機器オブジェクト (スーパークラス規定)	識別番号、メーカー異常コード、異常内容プロパティ、(遠隔操作設定プロパティ)が機器によって非記載になっていた、オプションになっていた、(スーパークラス規定)	全機器ともオプションで統一した方がいいのではないのでしょうか。 また遠隔操作設定プロパティも同様ですが、非記載の機器は公衆網からの遠隔操作を許可しないという意図があるのでしょうか。		現状、各工業会において、プロパティの使い方を特にコントローラ側に注意する必要があるとの見解をいただき、第3章以降で記載したプロパティについて、記載しております。 各工業会において、遠隔制御プロパティの記載が必要と判断した機器のみ、記載しております。記載していない機器は、遠隔操作を禁止する、という意図ではありません。	SAWG	2015/3/20
2	エアコン・HEMS間アプリケーション通信インタフェース仕様書Ver1.00_2ndDraft	2	3	オブジェクト別搭載ECHONETプロパティ(EPC)	冒頭の「家庭用エアコンは、表2-3、表2-4 に示される機器オブジェクトの」の部分	「家庭用エアコン及びHEMSコントローラは、表2-3、表2-4 に示される機器オブジェクトの」とする。2章の他の項目の表現に合わせるべき。		「HEMSコントローラは、表 2 3、表 2 4に示される機器オブジェクトのECHONETプロパティ(EPC)に対して、要求を送信するものとする。」と追記いたします。他の機器すべてに対応いたします。	SAWG	2015/3/20
3	エアコン・HEMS間アプリケーション通信インタフェース仕様書Ver1.00_2ndDraft	2	3	オブジェクト別搭載ECHONETプロパティ(EPC)	文末の部分	4章や5章の内容と重複しますが、「公衆回線経由での家庭内のエアコンの制御操作が可能なコントローラについては遠隔操作設定プロパティへの対応を必須とする。」の文言を追加した方が解りやすいと思います。		「ただし、公衆回線経由での家庭用エアコンの制御が可能なコントローラについては、公衆回線経由での制御時は、遠隔操作設定プロパティを必ず制御要求に含めて送信することを必須とする。」と追記いたします。他の遠隔操作プロパティに対応する機器すべてに対応いたします。	SAWG	2015/3/20
4	家庭用エアコン用_家庭用エアコン-HEMS間アプリケーション通信インタフェース認証試験仕様書Ver1.0用第1版2ndDraft			【AC-AC-A3-②】オブジェクト別搭載プロパティ 確認結果申告書	遠隔操作設定	「オプション」となっているのに搭載レベルの列の記号が「◎」になっていて矛盾がある		ご指摘ありがとうございます。修正いたします。	SAWG	2015/3/20
5	家庭用エアコン・HEMSコントローラ間アプリケーション通信インタフェース仕様 Ver.1.0*用家庭用エアコン用			【AC-AC-A3-②】プロパティ	遠隔操作設定(オプション)	遠隔操作設定はオプションであるので、搭載レベル欄のSetI、SetC、Get、INF_REQについては◎ではなくて○が正しいと思います。		ご指摘ありがとうございます。修正いたします。	SAWG	2015/3/20
6	燃料電池【仕様書】	2	3	オブジェクト別搭載ECHONETプロパティ	スーパークラスの、「現在時刻設定[0x97]」、「現在年月日設定[0x98]」の2点について、Getが必須(◎)となっていることについて	スーパークラスの、「現在時刻設定[0x97]」、「現在年月日設定[0x98]」の2点について、誤記なので、Getをオプション扱いに修正していただきたい。		オプションに修正いたします。コントローラ用の認証試験仕様書に、該当するプロパティの試験項目をオプションで追加いたします。	SAWG	2015/3/20
7	④燃料電池・HEMS間アプリケーション通信インタフェース仕様書 Ver1.00_2ndDraft ④燃料電池用_燃料電池・HEMSコントローラ間アプリケーションテスト仕様書_Ver1.0用第1版2ndDraft	2	3	表2-3 機器オブジェクト (スーパークラス規定)	通信インタフェース仕様書では現在時刻設定、現在年月日設定プロパティのGetが必須となっています。テスト仕様書の「【FC-FC-A3-②】オブジェクト別搭載プロパティ 確認結果申告書」では同プロパティがオプションとなっています。どちらが正しいのでしょうか。	機器によっては時計機能が外部のケースもあります。例えば、1ノードの中に瞬間式給湯器クラスと燃料電池クラスが存在する場合、時計機能を瞬間式給湯器に持っていることも想定されます。燃料電池クラスの現在時刻設定、現在年月日設定プロパティのGetをオプションとすることを提案します。瞬間式給湯器クラスではそれらプロパティはオプションとなっております。どちらかのクラスに搭載するという考え方にしておく自由度が高いと考えます。		オプションに修正いたします。	SAWG	2015/3/20

8	燃料電池【認証試験仕様書(機器用)】	[F C- FC - B1]	B1 11、 14	燃料電池クラス処理仕様(「現在時刻設定」等プロパティ)【読み出し】	B1-011、014の2点について、Getが必須(◎)となっていることについて	スーパークラスの、「現在時刻設定[0x97]」、「現在年月日設定[0x98]」の2点について、誤記なので、Getをオプション扱いに修正していただきたい。		オプションに修正いたします。 コントローラ用の認証試験仕様書に、該当するプロパティの試験項目をオプションで追加いたします。	SAWG	2015/3/20
9	③照明機器・HEMS間アプリケーション通信インタフェース仕様書案_Ver1.00.2ndDraft	2	3	オブジェクト別搭載ECHONETプロパティ(EPC-AC-HC-A4)	表 2-3 機器オブジェクト(スーパークラス規定)	遠隔操作設定がGetのみ○(オプション)となっていますが、Setも○が正しいと思います。また、状態時通知は「-」(サポート対使用外)の記載が必要と思います。		ご指摘通り、オプション(○)を追記いたしました。	SAWG	2015/3/20
10	認証試験仕様書(HEMSコントローラ用)				遠隔操作設定(オプション)	アプリケーション通信インタフェース仕様書4章において、遠隔操作時には本プロパティを先頭に付加することが要求されています。よって、オプションという記載は適切ではなく、必須であるべきです。		遠隔操作に対応しないコントローラは不要であるため、オプションにしています。なお、No.3に記載しました通り、アプリケーション通信I/F仕様書の2.3節に、遠隔操作に関する記載を追記する方針です。	SAWG	2015/3/20
11	コントローラの認証について					今回の変更で、「各機器オブジェクトで搭載必須となっているものは、コントローラ側も必ず対応しなければならない」となったと認識しております。機器側で搭載必須となっている項目をすべてサポートしていなくてもコントローラとしては成立する場合がありますと考えております。そのため、機器の搭載必須項目とコントローラの対応項目を一致させる必要はないと考えております。相互接続性を担保するという観点では、コントローラが対応している項目は必ず認証試験の対象とするが、対応していない場合には対象外として頂く(前バージョンまでと同じ考え方)ことはできないでしょうか。なお、コントローラとしての「必要最低限」のプロパティは今後別途定義していくべきと考えます。		極端な記載をすると、すべて要求電文を送信しないコントローラでも、認証を取得できることになってしまい、相互接続性の向上を目的とした今回の取組みを満たせない可能性があるため、必須プロパティについては、すべて試験できること、といたしました。ご理解のほど、よろしく願います。 なお、「必須プロパティ」が、システム構成上の必要最低限のプロパティと、認識しております。	SAWG	2015/3/20
12	瞬間式給湯器用のテスト試験書			B1-003 瞬間式給湯器クラス処理仕様	状態時アナウンス(ESV=0x73)するプロパティ	・設置場所(ESV=0x82)は(ESV=0x81)の誤記でありませんか？		ご指摘ありがとうございます。 他の機器も含め、修正いたしました。	SAWG	2015/3/20
13	瞬間式給湯器用のテスト試験書			B1-013 瞬間式給湯器クラス処理仕様(「現在時刻設定」プロパティ)【書き込み(異常系)】	「試験で設定するプロパティ内容の値(EDT値)は以下の通りとする。」 ・時刻:「0x1A3E(25時62分)」	「0x1A3E(26時62分)」ではありませんか？		ご指摘ありがとうございます。 他の機器も含め、修正いたしました。	SAWG	2015/3/20
14	「瞬間式給湯器・HEMSコントローラ間アプリケーション通信インタフェース仕様書_Ver1.00.Draft」	1		第1章はじめに 1-1	後ろから8行目「なお、以下の図 1-2以外に、1つのノードで複数の聞きクラスを有する場合があります、その場合においても全ての機器クラスに対し、2. 4. 2~2. 4. 6を適用するものとする。」 上記で、「2. 4. 2~2. 4. 6」は「2. 4. 2~2. 4. 7」または「2. 4. 1~2. 4. 7」ではありませんでしょうか？		参照先を「2.4」に修正いたします。	SAWG	2015/3/20	
15	「瞬間式給湯器・HEMSコントローラ間アプリケーション通信インタフェース仕様書_Ver1.00.Draft」	2	4	7	2. 4. 7 プロパティ値書き込み要求 2-5	「瞬間式給湯器は、HEMSコントローラからのSetC[0x61]送信の書き込み要求に対して、この要求を受け付けた場合には、SetC_Res[0x71]を返すものとする。」	左記で、「SetC_Res[0x71]」はSet_Res[0x71]の誤記ではありませんでしょうか？	ご指摘ありがとうございます。 2nd Draftにて、修正済みと認識しております。	SAWG	2015/3/20
16	「瞬間式給湯器・HEMSコントローラ間アプリケーション通信インタフェース仕様書_Ver1.00.Draft」	2	4	7	2. 4. 7 プロパティ値書き込み要求 2-5	後ろから4行目「HEMSコントローラは、SetC[0x61]送信後、次のSetCを行う場合には、上記2. 4. 3の状態反映待ちタイマーの経過後とする。」	左記で、「2. 4. 3の状態反映待ちタイマー」は「2. 4. 4の状態反映待ちタイマー」ではありませんでしょうか？	ご指摘ありがとうございます。 修正いたします。	SAWG	2015/3/20

17	「瞬間式給湯器・HEMSコントローラ間アプリケーション通信インタフェース仕様書_Ver1.00_Draft」	2	4	7	2.4.7 プロパティ値書き込み要求 2-5	最後の「(動作状態[EPC=0x80]がON状態[EDT値=0x30]の時のみ、SetC[0x61]にて要求できるものとする。)」	左記につきまして、瞬間式給湯器クラスで、風呂自動モード設定[0xE3]のごとと存じますが、スーパークラス「現在時刻設定[0x97]」、「現在年月日設定[0x98]のSetC[0x61]時」もこの記述があると 運転OFF中に書き込み出来ません。 風呂自動に限定すべきと思います。 かつ書き込みは、「動作状態[EPC=0x80]がON状態[EDT値=0x30]の時のみ、風呂自動モード設定[0xE3]が変更できるものとする」と修正してはどうでしょうか。		風呂自動モード設定について記載を追記しています。なお、表現は他の機器と合わせ、「HEMSコントローラは、瞬間式給湯器に対して、風呂自動モード設定[0xE3]などに書き込み要求SetC[0x61]を送信する場合は、動作状態がONであることを確認してから行うことを推奨とする。」と変更いたします。	SAWG	2015/3/20
18	「瞬間式給湯器・HEMSコントローラ間アプリケーション通信インタフェース仕様書_Ver1.00_Draft」	3			第3章 標準動作	「図 3-1 標準的な動作シーケンス例」につきまして、記載変更願います。	3.1.4横のフローで、「瞬間式給湯器属性情報取得」を「瞬間式給湯器属性情報等取得」と「等」を追加願います。		ご指摘ありがとうございます。修正いたします。	SAWG	2015/3/20
19	エアコン・HEMS間アプリケーション通信インタフェース仕様書Ver1.00_最終確認.pdf				2.3	ただし、公衆回線経由での家庭用エアコンの制御が可能～SetC[0x61]に含めて送信することを必須とする。	対象の家庭用エアコンが当該プロパティに対応していない(未実装)の場合にも送ることが必須なのではないでしょうか？もしそのような意図であればその旨追記願います。ただしその場合、エアコンが対応していないプロパティ(遠隔操作設定プロパティ)を付与して複数プロパティでHEMSコントローラが電文を送った場合でも、家庭用エアコン側で適切に非対応プロパティを無視してその他のプロパティは反映されるまで本仕様で担保いただきたいです。そのような記載が難しい場合には、遠隔操作設定はオプションであるため、「家庭用エアコンが遠隔操作設定プロパティに対応している場合には必須」とすればよいとも考えております。	他の機器についても同様	「家庭用エアコンが遠隔操作設定プロパティに対応している場合には必須」という記載にいたします。	SAWG	2015/3/30
20	HP給湯機・HEMS間アプリケーション通信インタフェース仕様書Ver1.00_最終確認.pdf				5.5	「電気用品の技術上の基準を定める省令」	そもそもHP給湯機は電安法における対象外に該当していた認識です。(経産省が提供している電気用品安全法のQ&Aに、「対象非対象解釈例一覧(種類別)」という記載があり、そこで「ヒートポンプ式電気給湯機(自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器)」という項目があります。こちらを参照すると、当該製品は非対象との記載になっております。)つまり電安法は特に意識する必要がないと考えておりましたが、解釈の変更等ございましたでしょうか？		「製品安全のため、電安法に記載されている内容は、HEMSコントローラにも考慮してもらいたい」、というご意見を工業会様よりいただき、記載しております。	SAWG	2015/3/30